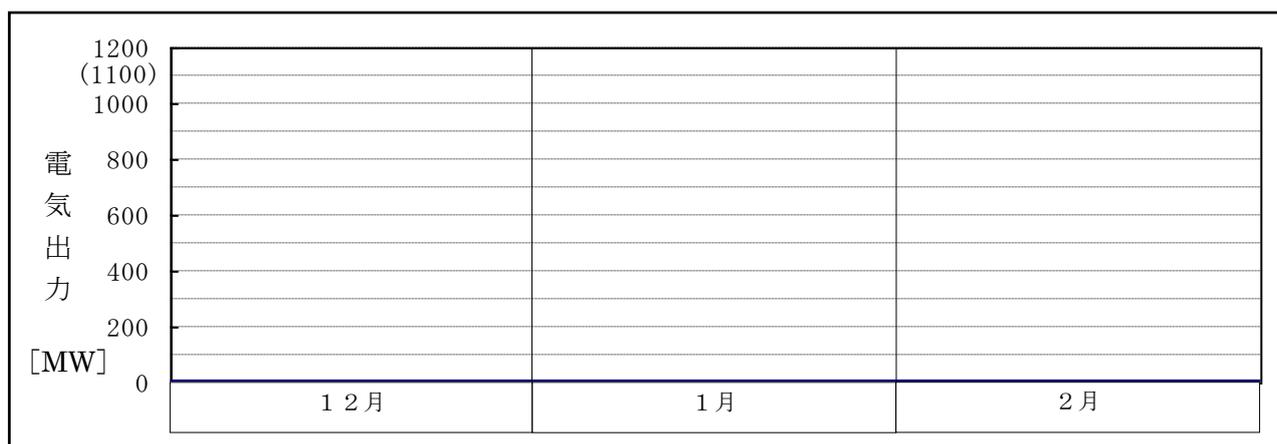


東通原子力発電所の現在の状況について

1. 運転状況

- 平成 2 3 年 2 月 6 日より第 4 回定期事業者検査を実施中

2. 電気出力（ 令和 3 年 1 2 月 ～ 令和 4 年 2 月 ）



3. その他

(1) 東通原子力発電所 1 号機における新規制基準適合性審査の状況について

- 平成 2 6 年 6 月申請以降，継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明してきており，これまでに審査会合は 3 4 回開催されております。
- 令和 4 年 1 月 2 8 日の審査会合においては，基準津波の策定に必要な津波の評価と津波の組合せの評価について審議されました。
- 当社からは，連動型地震以外に起因する津波^{※1}の評価について説明するとともに，連動型地震に起因する津波と海底地すべりに起因する津波の組合せの評価について，組合せを考慮しても連動型地震に起因する津波の評価を上回らないことを説明しました。
- 原子力規制委員会からは，海底地すべりに起因する津波の評価について，現評価に対象地すべりを追加したケースの評価を求められるとともに，連動型地震に起因する津波と海底地すべりに起因する津波の組合せの評価について，組合せ時間をずらしたケースの評価を示すなど分かりやすく説明するようコメントがあり，継続審議となりました。
- 今後も引き続き，基準地震動および基準津波の策定に向けた審査に対応してまいります。

※1：津波地震，海洋プレート内地震および海底地すべりに起因する津波等

(別紙) 基準津波の審査

(2) 東通原子力発電所敷地内における地質調査の実施について

- 当社は、東通原子力発電所の敷地内において、特定重大事故等対処施設^{※2}など、将来的な安全対策設備を設置するための候補地の検討に必要な地質調査を、2022年4月から実施いたします。
- 本調査は、将来的な安全対策設備の配置計画の検討に必要な地質データの拡充を図るために実施するものです。
- 当社としては、今後とも、新規制基準への適合にとどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めていくとともに、地域の皆さまからのご理解を得ながら、準備が整った段階での再稼働を目指してまいります。

※2：原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムなどにより、炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいて、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉圧力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却等を行う施設。

(3) 「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正について

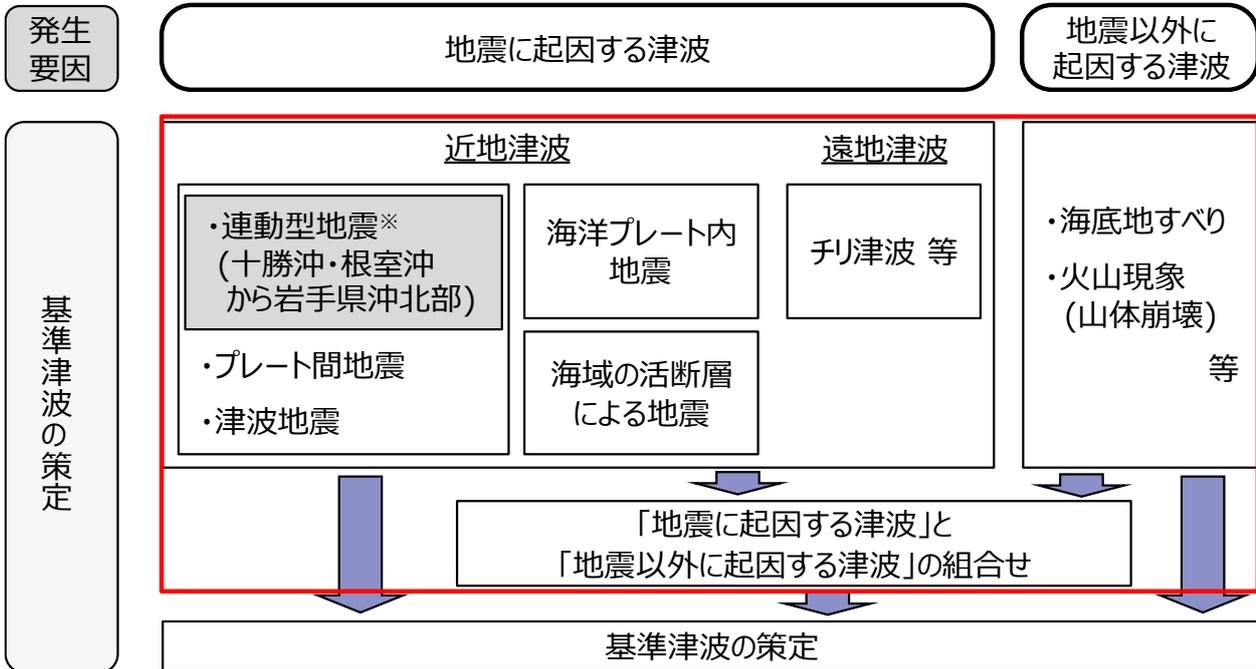
- 当社は、「原子力災害対策特別措置法」に基づき、青森県知事および東通村長との協議を経て、「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」を修正し、令和4年3月29日に内閣総理大臣および原子力規制委員会へ届出を行いました。
- 今回の届出の主な内容は、原子力防災組織業務のうち、消防車等を使用した消火活動の支援、発電所構内および構外における警備活動等の業務について、委託先の見直しに伴い、記載の修正を行ったものです。

詳細については、当社ホームページから確認することができます。

(<https://www.tohoku-epco.co.jp/>)

基準津波の審査

 今回の審査範囲



※「連動型地震に起因する津波」の評価については2021年7月9日審査会合で「概ね妥当な検討がなされている」と評価されている

